資料２

建設分野における外国人材の受入れ

土地・建設産業局建設市場整備課
労働資材対策室

建設分野における外国人材の受入れ状況

国土交通省

○ 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
○ 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年：4.6万人)、近年増加傾向にある。
○ 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

（単位：人）

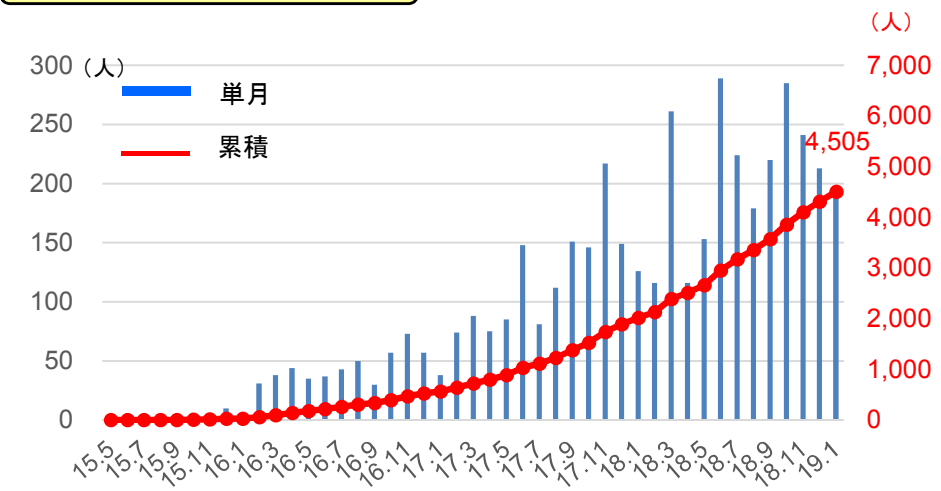
➢**建設分野に携わる外国人数**

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	**434.7%**
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	**577.2%**
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,333	-

※外国人建設就労者は年度末時点（2018年は12月末時点）、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2019年1月末時点）

外国人建設就労者の入国月



国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	スリランカ	ネパール	ラオス
人数	2,148	1,068	598	496	66	55	30	19	10	11	4

職種別の状況

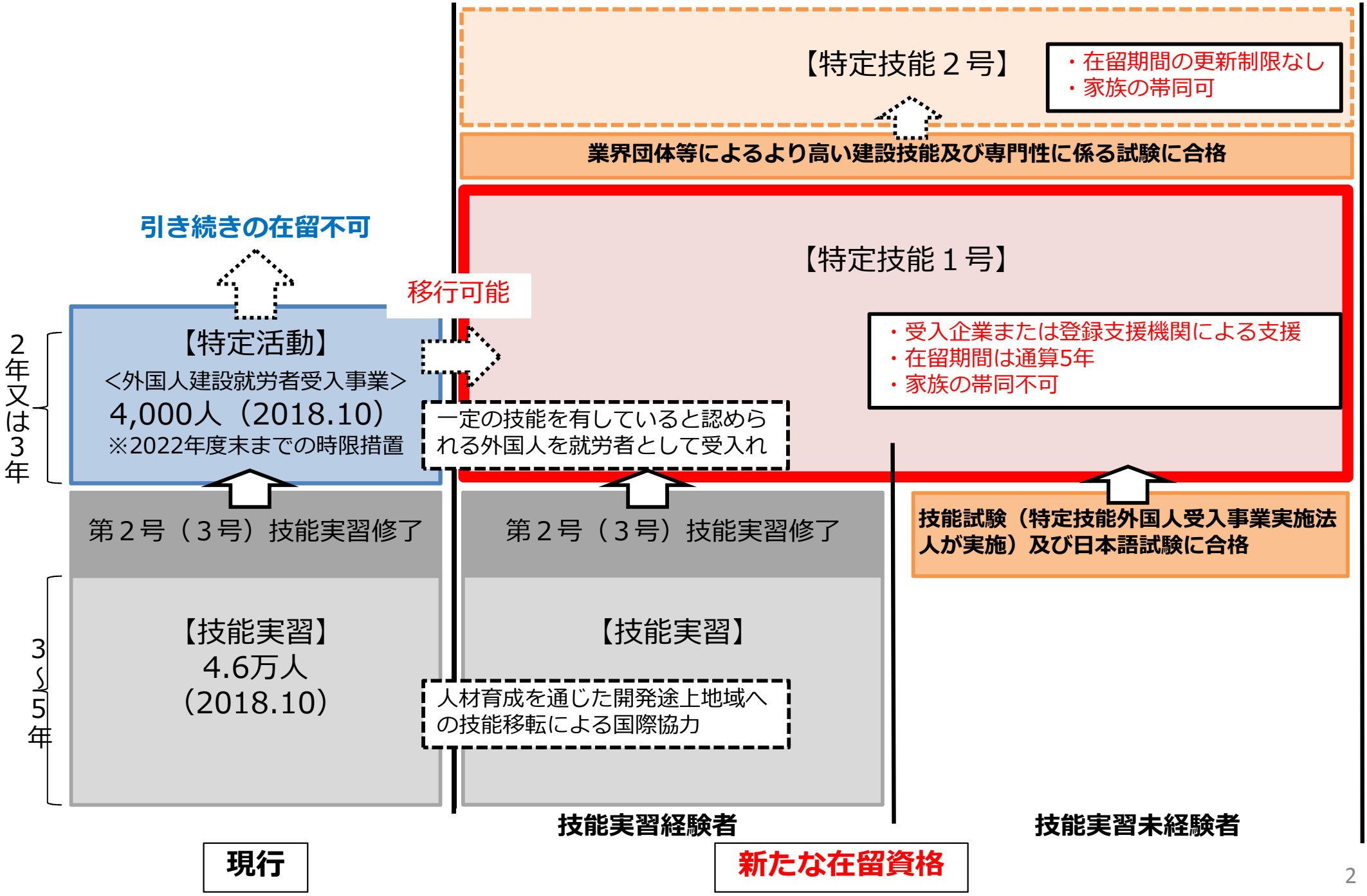
単位：人

	鉄筋施工	とび	型枠施工	溶接	建築大工	建設機械施工	左官	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	850	786	554	458	391	307	272	151	141	140	92	82

コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	サッシ施工	表装	石材施工	建具製作	冷凍空気調和機器施工	さく井	ウェルポイント施工
82	44	41	27	20	19	14	10	8	6	6	4

新制度創設による外国人材キャリアパス（イメージ）

国土交通省



建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

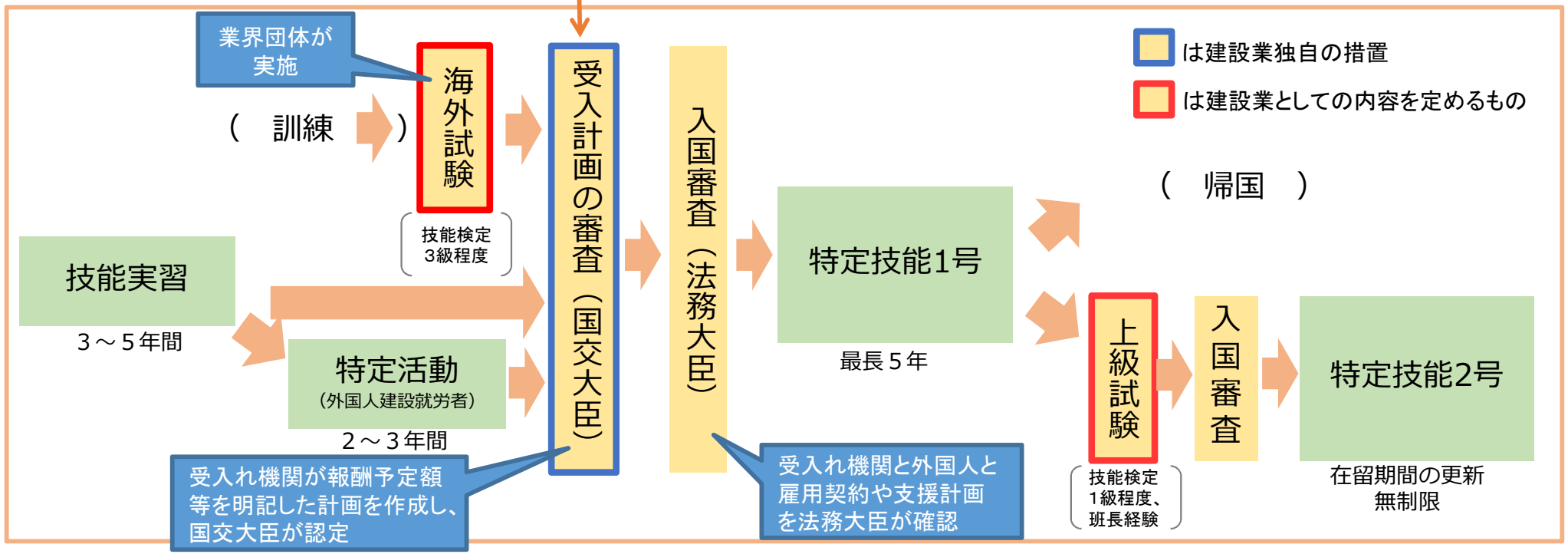
国土交通省

○１号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

１）業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定

２）当該基準において、建設分野の受入企業は、１号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）

３）受入計画の認定基準
- 受入企業は建設業法第３条の許可を受けていること
- 受入企業及び１号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
- 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
- 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
- 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
- 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ　等



特定技能外国人の在留資格取得までの主な流れ（イメージ）

国土交通省

ケース１：海外訓練＋試験	ケース２：試験のみ	ケース３：試験なし
海外現地機関における募集	※人材募集や日本語・技能訓練等を受入企業が実施するケース	※技能実習・建設就労からの移行者のケース
適性審査(技能)の実施 訓練(日本語・技能)の実施		
日本語能力試験（N4以上）、技能試験の実施		
特定技能雇用契約の締結		
建設特定技能受入計画の認定（国土交通省）		
入国審査・在留資格の取得（法務省）		在留資格変更（法務省）

特定技能外国人受入事業実施法人の役割

国土交通省

建設分野における外国人の受入れに当たっては、建設技能者全体の**処遇改善**、低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**アウトサイダーやブラック企業の排除**、他産業・他国と比して**有為な外国人材の確保**、**失踪・不法就労の防止**、**受注環境の変化に対する的確な対応**等の課題に対応する必要

建設業者団体等が共同して設立する法人において、**業界を挙げてこれらの課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施**

特定技能外国人受入事業実施法人

- 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入実現に向けた行動規範の策定・適正な運用
- 建設分野特定技能評価試験の実施
- 特定技能外国人に対する講習・訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の雇用機会確保の取組
- 認定受入計画に従った適正な受入れを確保するための取組

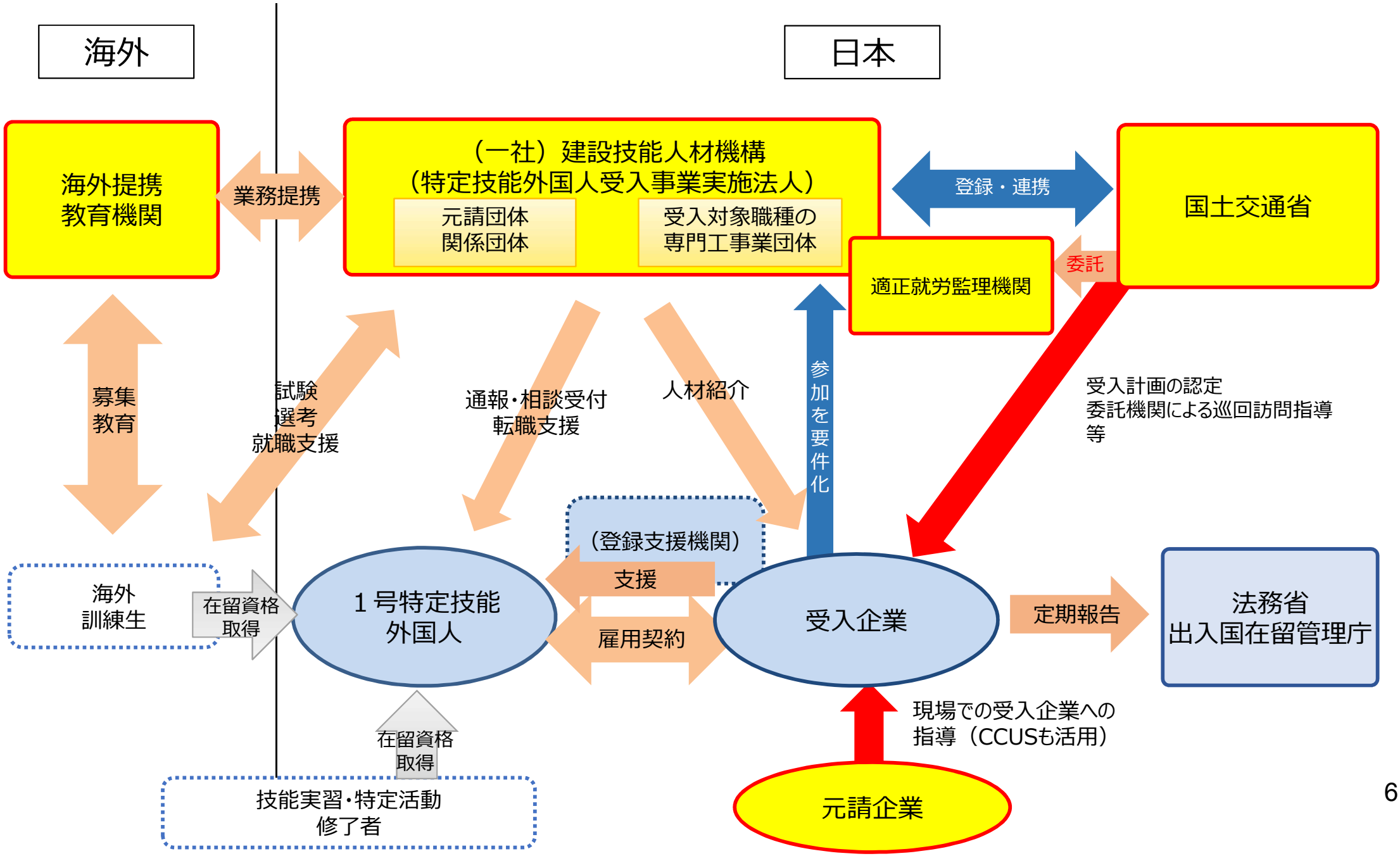
アウトサイダー・フリーライダーの防止（全員加入・公平負担の原則）

多数職種の**共同実施**による**スケールメリットの発揮**

公正競争・適正就労の**ルール遵守・ルールを守らない企業の排除**

民間職業紹介事業者の役割を代替

機構と関係機関との業務連関イメージ



機構と登録支援機関との支援内容比較

国土交通省

○　特定技能外国人の受入企業は、**特定技能外国人受入事業実施法人に加入する必要**があるほか、**任意で登録支援機関に委託**して各種支援を受けることが可能

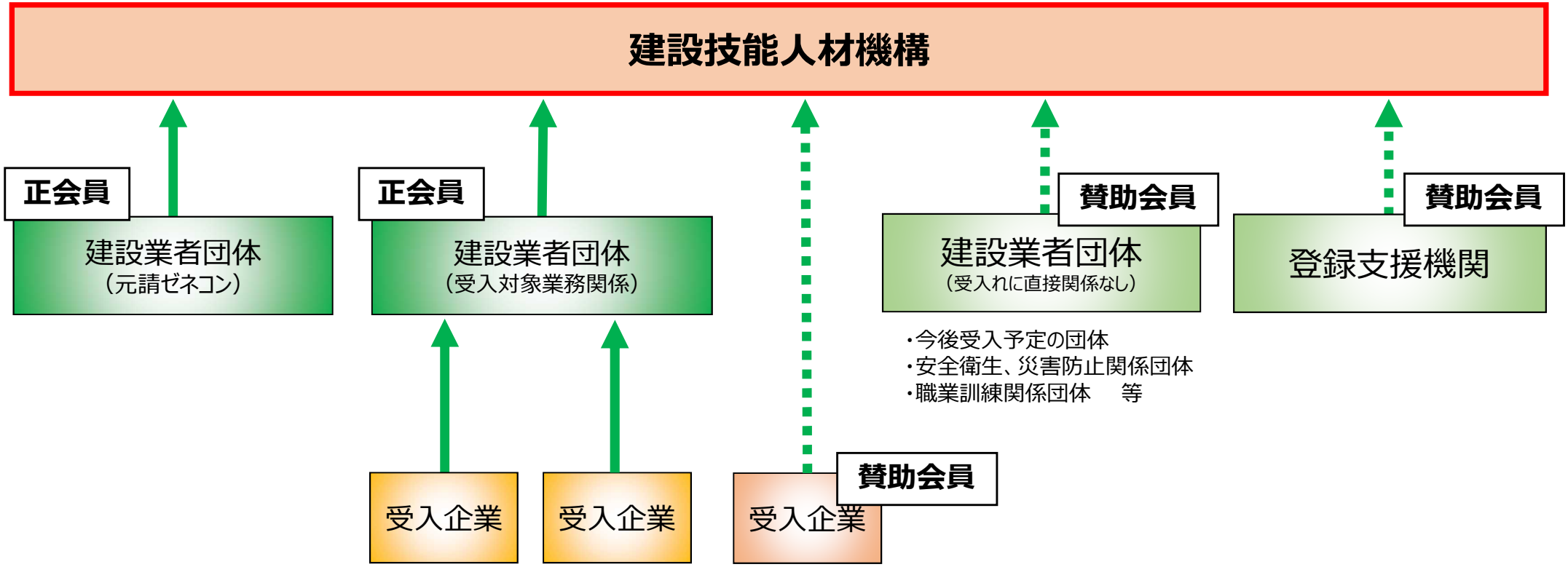
	建設技能人材機構 ＜建設分野独自＞	登録支援機関 ＜全分野共通＞
加入要否	・機構に直接又は間接的に加入する必要（加入義務）	・受入企業が個別に登録支援機関と委託契約（任意委託）
特定技能外国人に対する支援	・入国後研修の実施 ・求職求人マッチングによる就職・転職支援 ・母国語相談窓口による相談対応、助言指導	・入国前の生活ガイダンスの提供 ・入国時の空港等への出迎え ・住宅確保に向けた支援 ・在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座開設、携帯電話契約に係る支援等） ・生活のための日本語習得の支援 ・各種行政手続についての支援 ・外国人と日本人の交流促進支援 ・帰国時の空港等への見送り
受入企業に対する支援	・企業求人情報の現地機関への情報提供（特定技能外国人のあっせん） ・巡回訪問、指導・助言の実施	
費用負担	・機構が定める費用の支払いが必要	・登録支援機関が定める委託料の支払いが必要

建設技能人材機構への加入

○　機構は、**正会員（議決権あり）**と**賛助会員（議決権なし）**により構成

○　特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**機構の正会員である建設業者団体の会員**となるか、**機構の賛助会員**となることが必要（いずれになるかは**選択可**）

○　将来、機構は、特定技能外国人受入業務のほか、建設技能者確保に関する事業を幅広く実施



建設業者団体は、以下のいずれかの形で機構に加入
・特定技能外国人の受入れに直接関係あり　→　**正会員**
・特定技能外国人の受入れに直接関係なし　→　**賛助会員**

受入企業は、以下のいずれか形で機構に加入（**選択可**）
・正会員である建設業者団体の会員
・機構の賛助会員

建設技能人材機構の会員である団体について

国土交通省

＜正会員＞

職種	団体名
型枠施工	（一社）日本型枠工事業協会
左官	（一社）日本左官業組合連合会
コンクリート圧送	（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
トンネル推進工	（公社）日本推進技術協会
建設機械施工	（一社）日本機械土工協会 日本発破工事協会 （一社）全国基礎工事業団体連合会 （一社）日本建設機械レンタル協会 （一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会（再掲） （一社）日本基礎建設協会

職種	団体名
土工	（一社）日本機械土工協会（再掲） （一社）日本建設躯体工事業団体連合会
屋根ふき	（一社）全日本瓦工事業連盟
電気通信	（一社）情報通信エンジニアリング協会
鉄筋施工	（公社）全国鉄筋工事業協会
鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会
内装仕上げ	（一社）全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
元請ゼネコン	（一社）日本建設業連合会 （一社）全国建設業協会 （一社）日本道路建設業協会

＜賛助会員＞

団体名
（一社）日本建設機械施工協会

外国人受入れに係る行動規範

国土交通省

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

【策定：一般社団法人 建設技能人材機構】

Ⅰ．総則

1．建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
2．低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3．生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4．労働関係法令等の遵守、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

Ⅱ．受入企業（雇用者）の義務

5．特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6．同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7．外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8．契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9．外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10．暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11．建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進
12．安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13．日常生活上及び社会生活上の支援
14．直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15．機構の行う共同事業の費用を負担

Ⅲ．元請企業の役割

16．建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17．正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18．特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19．自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

Ⅳ．共同事業の実施

20．事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施
21．日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22．受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23．受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24．（一財）国際建設技能振興機構に委託して、巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施
25．地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26．会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

Ⅴ．実効性確保措置

27．本規範の違反者に対する除名等
28．必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

Ⅵ．外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29．特定技能外国人への外国人技能実習生及び外国人建設就労者の適正な就労環境の確保取扱に準じた

特定技能の在留資格に係る制度の建設分野の運用方針（概要）

国土交通省

H30.12.25 閣議決定

1　人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

建設分野

2　特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

- 生産性向上や国内人材確保のための取組

  施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築　等
- 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人
- 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約４万人

3　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- 特定技能１号（技能水準）　「建設分野特定技能１号評価試験」（新設、2019年度中実施）、「技能検定３級」
  （日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（Ｎ４以上）」
- 特定技能２号（技能水準）　「建設分野特定技能２号評価試験」（新設、2021年目途実施）、「技能検定１級」
  ※試験合格に加えて、班長としての実務経験を１～３年以上有することを要件とする

4　在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

5　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- 特定技能外国人が従事する業務：型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋接手、内装仕上げ
- 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

  （建設業者団体）特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立

  （受入企業）　外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認
  受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  特定技能外国人受入事業実施法人への所属
  １号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと　等
- 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

（参考）建設キャリアアップシステムの構築

国土交通省

○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保

○システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連　等）で検討を進め、平成３１年１月以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成３１年度より「本運用」を開始予定

○運用開始初年度で１００万人の技能者の登録、５年で全ての技能者（３３０万人）の登録を目標

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

①技能者情報等の登録





【事業者情報】
- 商号
- 所在地
- 建設業許可情報　等

【技能者情報】
- 本人情報
- 保有資格
- 社会保険加入状況等

【現場情報】
- 現場名
- 工事の内容　等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り







技能者に**カードを交付**

③技能者の能力評価



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体
（一財）建設業振興基金

（参考）外国人材受入れの実態把握調査結果

国土交通省

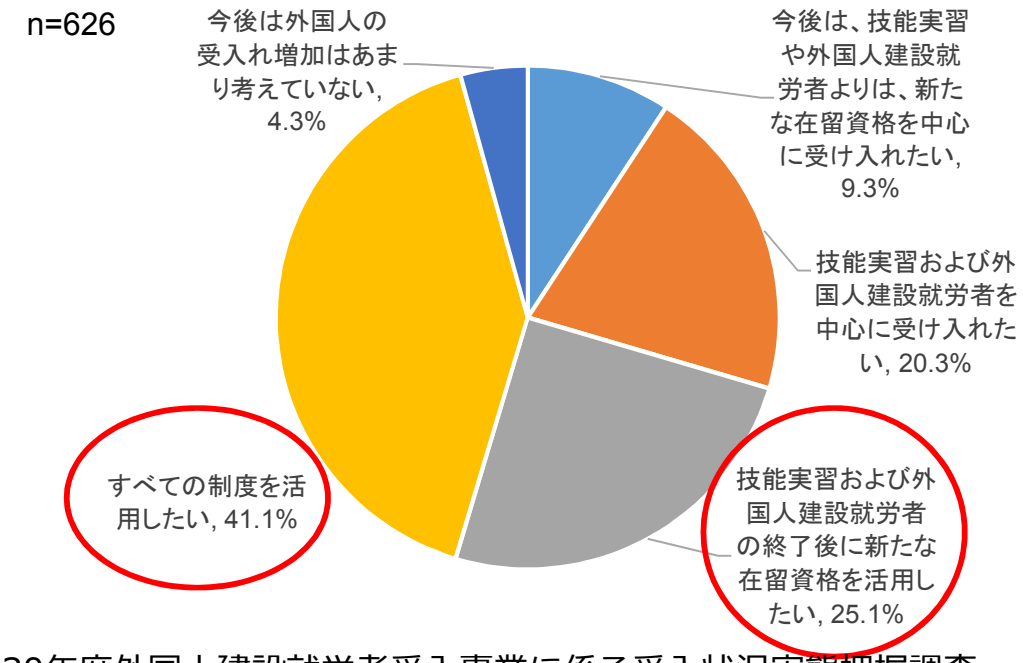
○所定内賃金合計（月額）の平均額は約22万円となっており、技能実習生よりも高い賃金となっている。

○新たな在留資格制度（特定技能１号・２号）と他の外国人材活用制度の今後の活用については、「すべての制度を活用したい」（41.1%）が最も多く、次いで「技能実習および外国人建設就労者の終了後に新たな在留資格を活用したい」（25.1%）、「技能実習および外国人建設就労者を中心に受け入れたい」（20.3%）が多くなっている。

技能実習生（２号（3年目）、3号）、
外国人建設就労者の所定内賃金額
【対象：受入建設企業】

	所定内賃金の平均
技能実習２号（３年目）（n=443）	168,201円
技能実習３号（n=88）	192,562円
外国人建設就労者（n=528）	221,343円

今後は外国人材活用制度をどのように活用する予定か
【対象：受入建設企業】



（出典）平成30年度外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査

在留資格「特定技能」に係る関係規定・問い合わせ先等

国土交通省

○建設分野における特定技能外国人の受入れに係る規定類及びＱ＆Ａについては、国土交通省ＨＰを参照ください。
ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html
国土交通省本省及び地方整備局等の問い合わせ先：http://www.mlit.go.jp/common/001274132.pdf

＊「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領～建設分野の基準について～」（ガイドライン）
http://www.mlit.go.jp/common/001280974.pdf

＊建設特定技能受入計画の申請先
〒100-8918　東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係（郵送又は持参）

＊建設技能人材機構への加入手続きに関する問い合わせ先
一般社団法人建設技能人材機構：https://jac-skill.or.jp/

○在留資格の認定証明／変更許可等の申請、登録支援機関の登録、支援計画の認定等については、法務省ＨＰを参照ください。
ＵＲＬ：http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html
法務省本省及び地方入管局の問い合わせ先：http://www.moj.go.jp/content/001284972.pdf

○建設キャリアアップシステムについては（一財）建設業振興基金ＨＰを参照ください。
ＵＲＬ：http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html
（一財）建設業振興基金の問い合わせ先：お問い合わせセンター 03-6386-3725